

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

平成30年10月3日午後1時00分～午後4時55分までの間

第2 全体会議

1 審議事項

なし

2 報告事項

(1) 平成30年度9月補正予算（第6号）案の概要等について

台風21号により甚大な被害を受けた交通安全施設の復旧に必要な経費として、総額7億1,378万3千円の予算案が示された。その主な事業は、交通信号機及び道路標識等に関する修繕や建て替え等である旨の報告があった。

(2) 加重逃走事件の検挙について

捜査第一課が、富田林署等と合同で、標記の事件につき、9月30日に被疑者を逮捕した旨の報告があった。

【委員発言】

- 逃走被疑者こそ検挙されたが、本件事案では府民の警察に対する信頼感を損ない、大きな教訓を生んだ。
- 捜査を尽くし、再発防止を徹底していただくことはもとより、各種警察活動に全力で取り組み、信頼の回復に尽力していただきたい。

(3) イレブンスリー暴走に伴う警察諸対策の実施について

岸和田市内におけるイレブンスリー暴走に伴い、交通対策、ギャラリー対策等の警察諸対策を実施する旨の報告があった。

【委員発言】

- これまでの取組成果も見られるところであるが、道路交通を阻害する不法行為を看過することなく、徹底した取締りと効果的な諸対策をお願いしたい。

(4) 平成30年「秋の全国交通安全運動」の取組結果について

9月21日から同月30日までの間実施された「秋の全国交通安全運動」については、交通指導取締活動や広報啓発活動など、推進事項に応じた積極的な取組を行った結果、死者数は増加したものの、発生件数及び負傷者は減少した旨の報告があった。

【委員発言】

- 運動期間中の取組だけでなく、これまでの交通事故の発生実態に即した各種対策や広報啓発活動が成果を見せ始めている。引き続き、交通諸対策を推進し、交通死亡事故等の未然防止に繋げていただきたい。

第3 個別会議

1 決裁事項

- (1) 運転免許取消対象事案について
運転免許取消対象事案について、審議の結果、68件の行政処分を決定した。
- (2) 警察職員等の援助要求について
警察法第60条第1項の規定に基づく警察職員等の援助要求1件について、可として決裁した。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反に係る代行聴聞結果及び行政処分の決定について
ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）に基づく行政処分3件（客引き禁止違反）について、審議の結果、風俗営業及び飲食店営業の停止（停止期間3月）を決定した。
イ 風営法に基づく行政処分1件（条例の遵守事項違反（卑わい行為））について、審議の結果、風俗営業及び飲食店営業の停止（停止期間2月）を決定した。
- (4) 「大阪府公安委員会事務専決規程」の一部改正について
古物営業法の一部改正に伴い、大阪府公安委員会事務専決規程の一部改正について上申があり、可として決裁した。
- (5) 「古物営業法」に係る処分基準の一部改正について
古物営業法の一部改正に伴う処分基準の一部改正について上申があり、可として決裁した。
- (6) 不服申立てに対する裁決について
ア 運転免許取消処分に対する審査請求事案
運転免許取消処分の取消し又は軽減を求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから棄却とした。
イ 違反運転者等に係る運転免許証交付処分に対する審査請求事案
違反運転者等に係る運転免許証交付処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法の基準に従い適正に行ったものであることから棄却とした。
ウ 一般運転者に係る運転免許証交付処分に対する審査請求事案
一般運転者に係る運転免許証交付処分の取消しを求めた審査請求事案2件について、審議の結果、当該各処分は道路交通法の基準に従い適正に行ったものであることから、いずれも棄却とした。
エ 放置違反金納付命令処分に対する審査請求事案
放置違反金納付命令処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法に基づき適正に行ったものであることから棄却とした。
- (7) 「交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則」の一部改正について
茨木警察署総持寺交番及び堺警察署御陵通交番の移転建替えに伴い、「交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則」の一部改正について上申があり、可として決裁した。

(8) 警察職員等の援助要求について

警察法第60条第1項の規定に基づく警察職員等の援助要求3件について、可として決裁した。

(9) 苦情及び意見要望の受理等について

ア 苦情1件について調査結果の報告があり、審議の結果、回答文を決定した。

イ 苦情1件について受理報告があり、審議の結果、事実調査を指示した。

ウ 意見要望54件について受理報告があり、審議の結果、それぞれ処理方針を決定した。

2 報告事項

(1) 警察職員等の援助要求について

警察法第60条第1項の規定に基づく警察職員等の援助要求1件に係る専決事務の処理状況について報告があった。

(2) 交通部主管に係る8月中の専決事務処理状況について

8月中における交通部主管に係る専決事務の処理状況について報告があった。

以 上